

平成29年7月九州北部豪雨災害

復旧・復興推進計画

平成29年8月23日

大分県水害対策会議

大分県水害対策会議 復旧・復興推進計画

平成29年8月23日

平成29年7月5日からの記録的な梅雨前線豪雨により、日田市、中津市を中心に河川の氾濫や土砂崩れなどにより、県内各所で甚大な被害を受けました。

これまで、緊急対応、応急復旧に取り組んできたところですが、被災後一ヶ月以上が経過し、今後は本格的な復旧・復興へと移ります。

復旧・復興に向けては、「大分県水害対策会議」を7月14日に立ち上げ、翌15日には中津市、日田市でそれぞれ市長をはじめ市関係者とともに現地水害対策会議を開催し、その後も被災市と意見交換を行い、また、度々被災現場に出かけて状況把握に努めてきたところです。このように被災市と連携し、また現場に応じた具体的な取組を「復旧・復興推進計画」として取りまとめました。

今後は、この計画に基づき、関係部署が連携するとともに、国や被災市と協力して、迅速な復旧・復興に向けた取組を着実に推進します。

(目 次)

<u>I 被災者への支援</u>	
1 暮らし・住宅再建の支援	1
2 医療・福祉・保健衛生	6
<u>II 農林水産業・商工業等への支援</u>	
1 農林水産業の再建	7
2 商工業の再生	10
<u>III 教育施設・文化財等の復旧・復興</u>	
1 学校施設・教育の復旧・復興	13
2 社会教育施設・文化財の復旧	13
<u>IV 社会資本等の復旧・復興</u>	
1 道路・河川等の復旧	15
2 農地・農業用施設等の復旧	19
3 治山施設・林道等の復旧	21
4 その他施設の復旧	23
5 JRの復旧	24
<u>V 復旧・復興に係る人的・財政支援</u>	
1 人的支援	26
2 財政支援	27
<u>VI 推進計画の進捗管理と見直し</u>	28
参考1 被害状況	31
参考2 市別の被災図	33

I 被災者への支援

1 暮らし・住宅再建の支援

(1) 緊急対応 [7月補正(専決)]

① 災害救助法の適用

7月5日 日田市、中津市

② 災害派遣要請

- ・自衛隊 (延べ3, 705人)

7月5日 日田市

7月6日～13日 大分県全域

- ・緊急消防援助隊 (9県 528隊 延べ2, 090人)

7月5日～10日 日田市、7月5日～7日 中津市

- ・広域緊急援助隊 (警察) (6県 延べ410人)

7月5日～10日 日田市

③ 避難所の設置 (避難者数の最大値及びその際の避難所数)

合計		244箇所	1,137世帯	2,277人
内訳	中津市	52箇所	444世帯	787人
	日田市	65箇所	372世帯	1,002人
	その他	127箇所	321世帯	488人

※数値は、県が災害情報として公表したもののうち最大のもの(詳細は30頁)

④ 災害ボランティア等による支援

- ・現場におけるボランティアのマネジメント体制を構築し、より被災者の支援ニーズに応じた支援を実施しましたが、今回の災害でも、大変多くのボランティアの支援をいただき、復興を助け、励ましていただきました。
- ・一般ボランティア活動累計 9, 216名 (7/8～8/21現在)
- ・県内経済界の青年4団体が被災事業所等の復旧を支援
57名 (中津市耶馬溪地区、日田市小鹿田地区) ほか
- ・県、JA職員等が援農隊を結成し、被災農家のハウス内のごみ撤去等の復旧作業を実施 528名 (7/12～8/2)
- ・防災エキスパート (退職した県土木職員で構成) による、河川等の被害状況調査を実施 21名 (7/11～7/13)

⑤ 災害応急体制の検証

- ・住民への災害情報の伝達や自主防災組織の活動、孤立地域への対応、避難所の運営やボランティア活動などを検証し、県や市町村の地域防

- 災計画に反映(平成30年3月)
 (今後の検討課題例)
 落雷による防災行政無線の障害
 →伝達手段の重層化
 自主防災会、区長等との連携による迅速な避難
 →自主防災組織の活動活性化による全県的な迅速避難の実践

(2) 災害弔慰金、災害援護資金

①災害弔慰金等の支給 [9月補正]

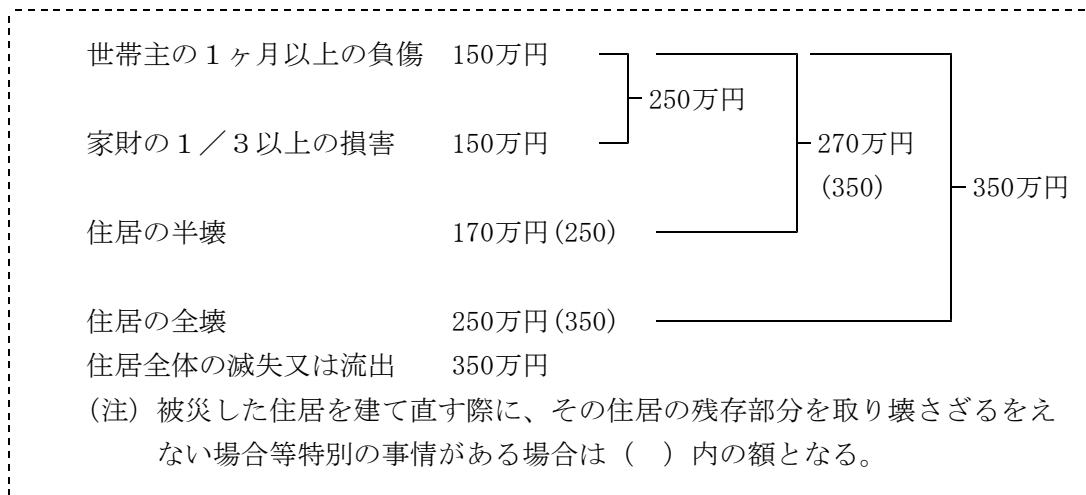
- ・災害弔慰金を支給する市への助成 (国1/2、県1/4)
- ・消防賞じゅつ金の支給

②災害援護資金の貸付 [7月補正(専決)]

(制度の概要)

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、負傷、または、住居、家財に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資する資金を貸付

- ・実施主体：市町村
- ・貸付原資負担：国2/3 県1/3 (市町村に無利子貸付)
- ・貸付限度額：350万円 ※次表を参照



- ・利率：年3% (据置期間中は無利子)
 ※市が据置期間終了後の利子補給を実施
- ・償還期間：10年 (据置期間3年)

(3) 被災住宅の再建に向けての支援

①被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法) (国の制度)

- ・適用市町村：日田市 (7月5日適用)
 (対象：全壊10世帯以上など要件を満たす市町村)
- ・支援対象者：住宅が全壊、大規模半壊した世帯等

- ・支援内容：住宅の被害程度、再建方法等に応じた支援金の給付

	給付額			
	基礎支援金	加算支援金		合計額
全壊 (大規模半壊)	100万円 (50万円)	建設・購入	200万円	300万円 (250万円)
		補修	100万円	200万円 (150万円)
		賃借	50万円	150万円 (100万円)

※世帯人数が1人（1人暮らし）の場合は、上記額の3/4

※（ ）内は大規模半壊世帯の場合の支給額

- ・申請窓口：市町村

②大分県災害被災者住宅再建支援制度による支援金(県の制度) [9月補正]

- ・適用市町村：全市町村
- ・支援対象者：住宅が全壊、半壊、床上浸水した世帯
 ※同一市町村内に引き続き居住する世帯を対象
 ※国制度の支援対象者を除く
- ・支援内容：住宅の被害程度、再建方法等に応じた支援金の給付

	給付額			
	基礎支援金	加算支援金		合計額
全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
半壊	50万円	建設・購入・補修	80万円	130万円
		賃借	50万円	100万円
床上浸水	5万円	—	—	5万円

※世帯人数が1人（1人暮らし）の場合は、上記額の3/4

- ・申請窓口：市町村

③日田市、中津市において罹災証明の発行はほぼ終了

(4)被災者の受入支援

①借上型仮設住宅（みなし仮設住宅） [7月補正(専決)]

- ・住宅が全壊又は流出した被災者へ民間住宅を借り上げて提供
 入居期間 2年間
 借上実績 日田市 18戸（8月21日現在）

②応急賃貸住宅 [7月補正(専決)]

- ・住宅が半壊又は床上浸水した被災者へ民間住宅を借り上げて提供

(県1/2、日田市1/2)

入居期間 3ヶ月 (但し更新により6ヶ月間まで可)

借上実績 日田市 17戸 (8月21日現在)

③県営住宅等における被災者の受入 (8月21日現在)

- ・受入実績 県営住宅 日田市： 2戸
県職員住宅 日田市： 4戸
県教職員住宅 日田市： 2戸
市営住宅 日田市： 19戸、中津市： 1戸
国家公務員宿舎 日田市： 3戸
- ・使用期間：原則6か月(1回更新可：最長1年)
→仮設住宅への入居要件を満たす被災者は、入居期間を2年間に延長することができる(7月5日～)
- ・使用料、敷金、連帯保証人を免除

④被災者への避難所としての旅館、ホテル宿泊の提供 [7月補正(専決)]

- ・被災者の健康被害の未然防止等を目的として、日田市内の旅館及びホテルを二次避難所として提供
※大分県生活衛生同業組合連絡協議会との協定による
- ・受入実績：日田市 1世帯(2人)(8月21日現在)
- ・対象者：自宅が被災し、避難所で生活されている要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦・乳幼児及びその他健康面など特に配慮を要する方と、その介助者
- ・対象期間：7月24日～公営住宅等への入居が確定するまでの間
- ・宿泊費用：国と県で負担(避難者負担なし)

⑤域内移転の希望

- ・住民の中には、被災地区の地域としてのコミュニティ機能を維持しながら、地域内で安全な場所へ移転したいとの希望もあることから、地域住民の意向をよく見極めて検討

(5)水道施設の復旧

①応急復旧、本復旧

すべて、本復旧又は応急復旧済(8月21日現在)

種別	被災施設数	本復旧	応急復旧	本復旧見込み
上水道	1施設	1	0	
簡易水道	6施設	0	6	H29年8月～H30年3月 ※1
給水施設	3施設	1	2	H29年8月～H30年3月 ※2

※1 仮設配管・仮設タンク等による応急復旧

- ※2 被害が大きい日田市^{なぎの}椰野地区の給水施設は、揚水ポンプ、消毒施設等の復旧を支援（仮タンク設置で応急復旧済み）（国の制度）
ただし、既設の水源が使用できない場合は、県が代替水源の確保を支援
- ・断水及び給水制限：562戸 → 解消済み（7月21日）
 - ・小規模給水施設の復旧への支援

(6) 下水道施設の復旧

① 被災下水道施設

- ・1施設1箇所（8月21日現在）
特定環境保全公共下水道 中津市山国町草本 1箇所
→ 12月頃発注予定 ※現状、汚水処理機能に問題なし

② 農業集落排水施設

- ・2施設5箇所^{だいまい}（8月21日現在）
日田市大明地区 4箇所 → 10月頃査定予定
中津市下郷地区 1箇所 → 10月頃発注予定

(7) 県税、使用料・手数料の減免

① 県税の減免措置、申告の期限延長等

- ・制度：一定の要件を満たす被災者に対し、県税の軽減・免除、一定の期間に限った申告期限の延長や納税の猶予を行うもの（個人事業税、不動産取得税、自動車税等）
- ・県税事務所に相談窓口を設置
- ・減免の相談状況等（8月21日現在）
納税相談：25件 納税猶予相談：1件 減免：3件

② 使用料・手数料の減免

- ・対象期間：平成29年7月5日～31日
- ・対象者：今回の豪雨等により、家屋や店舗等が被災し、市町村から上記期間内の罹災証明書の交付を受けた者等
（減免例）県営住宅使用料、免許証再交付手数料 など
- ・減免率：10/10（全額減免）
- ・減免期間：県営住宅使用料は6か月を原則（1回まで延長可）
但し、応急仮設住宅への入居要件を満たす者は最長2年まで
- ・減免実績：21件 214,806円（8月21日現在）

(8) 義援金等の募集、配分

① 義援金受付額（7月11日募集開始、8月21日現在）

大分県	218,629 千円
日本赤十字社大分県支部	12,845 千円
大分県共同募金会	29,864 千円
合 計	261,338 千円

② 義援金配分委員会（8月2日開催）による第一次配分

・市へ配分（8月4日） 43,400千円

③ 寄付金（県内の復旧・復興事業に活用 8月21日現在）58,789千円

2 医療・福祉・保健衛生

(1) 緊急対応 [7月補正(専決)]

① 医療救護活動（日田市：7月6日～21日）（延べ324人）

- ・医療救護班やDMAT（災害派遣医療チーム）など専門家チームの派遣
災害医療コーディネーター、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、
JRAT（災害リハビリテーション支援チーム）、災害支援ナース等
- ・モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）の派遣

② 保健衛生活動（延べ87人）

- ・避難所等での保健師等による健康状態の把握・巡回訪問、感染症予防
（日田市：7月6日～7月23日、中津市：7月6日～11日）
- ・DHEAT（災害時公衆衛生対策チーム）の派遣
（日田市：7月8日～14日）

(2) 被災者の健康管理 [7月補正(専決)]

- ・保健師による被災地区の住民宅等への巡回訪問
（日田市：7月24日～必要に応じて支援、中津市：7月18日～19日）

(3) 被災地の防疫活動 [7月補正(専決)]

- ・市が感染症を防止するために実施する消毒経費を助成
（日田市：消毒継続中、中津市：7月24日消毒完了）

(4) 施設等の復旧 [9月補正]

- ・保育所の復旧工事（災害査定前着工済み） 日田市夜明 1件
7月10日～仮施設でサービス実施中、8月25日～サービス再開予定

Ⅱ 農林水産業・商工業等への支援

1 農林水産業の再建

(1) 農業者への再建支援

①相談窓口の設置

- ・事業継続を支援するための相談窓口を県振興局に設置
- ・降雨、冠水等による病害発生を抑えるための防除技術の指導・周知
- ・水稻の生産維持に向けた仮畦畔や波板の設置等に関する技術指導

②金融支援、共済制度等

- 借入資金の償還を猶予（関係金融機関に通知 7月6日）
- 大分県特定災害対策緊急資金の発動（7月6日から）
指定地域：日田市、中津市、竹田市、豊後大野市、玖珠町
対象者：指定地域の市町村長の罹災証明を受けた農林漁業者
内容：農業近代化資金等を借入れする場合、被災程度に応じ貸付利率を0～0.3%となるよう上乗せ利子補給
→激甚災害指定に伴い貸付から7年間
- 被災農業者特別利子助成事業等（国の制度）
対象者：市町村長の被害内容の証明を受けた農業者等
内容：農業近代化資金等を借入れする場合、実質無利子化
→貸付から5年間（近代化資金の場合保証料も免除）
- 大分県特定災害対策緊急資金に係る保証料の軽減措置
農業信用基金協会保証料を0.45%から0.2%に軽減
- 既借入制度資金の償還困難者の借換え措置
農業経営緊急対策アシスト資金の対象とし当該年度の約定償還元金を長期資金に借換
- 農業共済制度の活用
早期支払いを要請
（農作物共済(水稻)：基準収量の5~9割を補償、果樹共済(梨)：基準収量の7~8割を補償、園芸施設共済(ハウス)：共済価額の6~8割を補償）
 - ・水稻 8月末から仮渡し開始(通常翌年1月開始)
 - ・園芸施設共済(ハウス) 7月31日支払済み
 - ・その他についても早期支払いに向けて準備中
- 被災新規就業者への「農業次世代人材投資事業」による支援継続
被災により農業経営ができなかった場合においても運用により資金を継続交付
- 被災農地（農地中間管理事業を活用した借入農地）の賃料支援

③被災農家の負担軽減

- 園芸産地緊急支援事業 [7月補正(専決)]

- ・表土流出（梨等）や農業用水の断絶（施設園芸）等の被害を受けた園芸産地の生産力の早期回復を図るため、客土、堆肥、農業用水確保などに要する経費を助成

補助率 2/3（県1/3、市町村1/3）

○農業用ハウス等の再建・修繕及び撤去への助成〔9月補正〕

- ・園芸ハウス、なし大苗育苗施設、農業用機械などの再建等に要する経費を県と市で助成（補助率 2/3）
- ・さらに被災者の負担軽減を図るため国庫補助を積極的に活用
経営体育成支援事業を活用した場合

補助率 5/6（国1/6、県1/3、市町村1/3）

- ・葉物野菜の産地継続に向け、地域ニーズに応じた再建策を検討
（例）初期投資が不要となるリース団地（共同利用型）整備に対する支援等

○果樹の改植への助成〔9月補正〕

- ・被災した果樹の改植経費に対する助成（国の制度）に県、市で上乗せ助成 補助率 定額または5/6（定額を上回った場合）
- ・未収益期間の経費助成（国の制度）

○畜産農家への支援〔9月補正〕

- ・畜舎・機械整備や家畜導入等支援（国の制度）に県、市で上乗せ助成（補助率 5/6）

④復旧にあわせた産地強化に向けた取組

- ・被災農地の復旧とあわせ、農地の集積や畑地化、なし園の移転、大区画化等経営効率化や産地の拡大に取り組めるよう、生産者や関係団体と協議

⑤有害鳥獣侵入防止柵の復旧

- ・侵入防止柵の再整備に要する経費への助成（国の制度）
- ・国制度で採択されないものや、本復旧までの間の仮設柵設置については、県と市で助成〔9月補正〕

補助率 9/10（県4.5/10、市町村4.5/10）

⑥直売所施設の復旧への支援（日田市大鶴地区「沙羅」）

- ・賑わいの場を創出し、地区の活性化のために重要な役割を果たしている直売所について、施設や冷蔵庫など設備等の復旧に対して支援

(2) 林業者への再建支援

①事業継続を支援するための相談窓口を県振興局に設置

②金融支援等

- 大分県特定災害対策緊急資金の発動（再掲）
指 定 地 域：日田市、中津市、竹田市、豊後大野市、玖珠町
- 林業・木材産業改善資金の活用
対 象：林業従事者、木材製造業等を営む者
融資限度額：1億円 融 資 期 間：10年以内
融 資 利 率：無利子
- 木材産業等高度化推進資金(運転資金)の活用
対 象：林業経営者、木材製業者等で、合理化計画又は林業経営
改善計画認定者
融資限度額：1億円 融 資 期 間：1年以内
融 資 利 率：1.5%
- 木材業経営安定資金の活用
対 象：大分県木材協同組合連合会員
融資限度額：1億円 融 資 期 間：1年以内
融 資 利 率：1.675%
- 乾しいたけ生産安定資金の活用
対 象：大分県椎茸農協組合員
融資限度額：200万円 融 資 期 間：1年半以内
融 資 利 率：0.21%

③被災林業者・木材産業事業者及び特用林産物生産者の負担軽減〔9月補正〕

- 木材加工流通施設、林業機械の復旧・整備への助成（国の制度）
 - ・製材所の復旧等に要する経費について、国支援メニューに県、市で上乗せ助成（補助率 5/6）
- しいたけ等の生産施設の復旧・整備への助成（国の制度）
 - ・しいたけ生産施設やほだ木の復旧等に要する経費について、国支援メニューに県、市で上乗せ助成（補助率 5/6）

(3)水産業者への再建支援

①事業継続を支援するための相談窓口を県振興局に設置

②被災水産事業者の負担軽減〔7月補正(専決)〕

- 干潟養殖施設緊急支援事業
 - ・土砂や流木の流入被害を受けたカキ養殖施設の生産力の早期回復を図るため、大分県漁協が行う堆積土砂等の除去に要する経費を助成
補助率 2/3（県1/3、中津市1/3）

(4)農林水産業の元気・底力の情報発信

- 農林水産業者の復興を後押しするため、大消費地等の大手量販店・百貨

店において県産品フェアを開催

- ・大分七夕まつりにおける復興支援ブース（8月4日～5日）
- ・福岡（9月上旬・岩田屋）、大阪（9月上旬・イオン大日店）等

2 商工業の再生

(1) 中小企業への支援

① 相談窓口の設置

- ・事業継続を支援するための各種相談窓口の設置（県経営創造・金融課、信用保証協会、商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会）

② 金融支援

- 県制度資金災害復旧融資（特別融資）を適用

被災直後に「災害復旧融資（特別融資）」（実質利率2.35%）を適用

i) 融資限度額	企業	3,500万円	組合	7,000万円
ii) 融資期間	設備資金	10年以内（うち据置1年以内）		
	運転資金	10年以内（うち据置1年以内）		
iii) 融資利率	年1.8%	参考：一般融資2.1%		
iv) 保証料率	年0.55%以内	参考：一般融資0.85%以内		
	さらに市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書がある者については次の融資利率、保証料率（実質利率0.9%）を適用			
v) 融資利率	年0.9%			
vi) 保証料率	年0.0%			

- チャレンジ中小企業応援資金（新事業展開融資）の要件を緩和
風評被害対策等に取り組む中小企業者を融資対象者に追加等

i) 融資対象者	風評被害等を受けた者で、その払拭のための活動や復旧に向けた取組を行う中小企業者		
ii) 融資限度額	8,000万円		
iii) 融資期間	設備資金	10年以内（うち据置2年以内）	
	運転資金	10年以内（うち据置2年以内）	
iv) 融資利率	7年以内	年1.8%、	10年以内 年2.0%
v) 保証料率	年0.35%		
vi) 要件緩和	計画書記載内容の簡素化等		

○政府系金融機関による融資（災害復旧貸付）

【日本政策金融公庫の場合】

国民生活事業	融資限度額	3,000万円
	融資利率	所定の利率
	融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
中小企業事業	融資限度額	1億5,000万円
	融資利率	所定の利率
	融資期間	10年以内（うち据置2年以内）

【商工組合中央金庫の場合】

	融資限度額	1億5,000万円
	融資利率	所定の利率（相談の上決定）
	融資期間	設備 15年以内（うち据置2年以内） 運転 10年以内（うち据置2年以内）

○セーフティネット保証4号の適用について

- ・セーフティネット保証4号（通常の保証限度額と別枠で100%保証）の適用地域の指定と拡大

7月6日 災害救助法適用により日田市、中津市を指定

8月8日 風評被害リスクにさらされている別府市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町を追加指定

③早期の売上回復に向けた支援

- ・被災地域の小規模事業者への事業持続化支援（事業用資産（製造機器等）の復旧経費、商談会出展等販路確保対策）[7月補正（専決）、9月補正]
- ・小規模事業者持続化補助金（中小企業庁）の拡充を国へ要望
- ・東京や福岡等で被災地復興支援のための県産品フェアを開催
- ・「坐来おおいた」で被災地の産品を使用したメニューフェアを開催

④小鹿田焼の早期復旧・復興に向けた支援

- ・唐臼や鉢臼、唐臼小屋、窯、陶土採取土場の復旧など、国や県、日田市が連携した総合的な復旧・復興支援 [9月補正]
- ・企業等から小鹿田焼協同組合への寄付金なども活用し、事業者負担分を軽減
- ・被災地域の小規模事業者への事業持続化支援[7月補正（専決）、9月補正]（再掲）
- ・「小鹿田焼の里」の復旧・復興を情報発信

⑤被災地域事業者の優遇措置

- ・既存補助事業等において、被災地域の事業者に対して加点するなどの優

遇措置を設定

(経営革新企業成長促進事業費補助金、ものづくり・サービス業連携技術開発支援事業費補助金、食品産業競争力強化事業費補助金、ドローン産業振興事業費補助金、がんばる商店街総合支援事業費補助金、観光関連産業活性化支援事業費補助金)

⑥国（中小企業庁）の支援措置

- ・小規模事業者持続化補助金の被災地枠の設定
日田市：補助上限50万円
- ・商店街支援補助金（商店街の共有ハード施設復旧）の被災地枠の設定
日田市：補助上限500万円

(2)観光産業の復活への支援

①情報発信

- ・県公式Facebook・Twitter等のSNSによる元気な大分の情報発信
- ・ツーリズムおおいたHPによる観光情報や正確なアクセス情報の発信
- ・首都圏等でのパブリシティ活動によるメディア向け観光情報の発信
- ・新聞やWEB等による元気な大分情報の発信 [7月補正(専決)]
- ・海外パワーブロガー招請や旅行雑誌での情報発信 [7月補正(専決)]
- ・復興に向け地元高校と連携した音楽イベント等の開催

②キャンペーン

- ・東京・大阪・福岡での観光キャンペーン等を活用した情報発信
- ・被災市の観光協会等が行う情報発信やキャンペーンに対する支援

③JR久大本線が不通となった福岡方面からの誘客のため、お土産など特典付きの魅力ある旅行商品造成への支援 [7月補正(専決)、9月補正]

④首都圏等からの誘客対策 [7月補正(専決)、9月補正]

- ・団体、個人、ファミリー向けにネット系等の旅行会社が行う観光PRと特典付き旅行商品造成への支援
- ・大分空港等から観光地へのバス増便などアクセス強化
- ・航空機やJRの利用と、観光地への二次交通（バスやタクシー等）をセットにした利便性の高い旅行商品造成への支援とPR
- ・誘客対策は7月補正(専決)などで既に実施しているが、さらに強化するため9月補正で対応

Ⅲ 教育施設・文化財等の復旧・復興

1 学校施設・教育の復旧・復興

(1) 学校施設の復旧等

- 県立学校 1 校 (日田市)
- 市町村立学校 2 校 (日田市小学校 1、中学校 1)
- 私立学校 2 校 (日田市高校 1、こども園 1) 復旧済

< 復旧予定 >

- 日田市 日田林工(演習林) → 林道復旧後に対応
- 日田市 小野小学校 → 平成 29 年 9 月復旧予定
- 日田市 大明中学校 → 平成 29 年 8 月復旧予定

(2) 被災した児童・生徒等への支援

① 心のケア

- ・ 被災学校へのスクールカウンセラーの派遣
実績 8 校 (日田市小学校 6、中学校 2)、延べ 14 人

② 教科書の給付等 [7 月補正(専決)]

- ・ 教科書 : 県立学校 1 名、市町立学校 10 名
- ・ 学用品等 : 県立学校 3 名、市町立学校 18 名

③ その他

- ・ 1 学期終業式及び 2 学期始業式の繰り上げ (日田市小学校 1、中学校 1)
- ・ 授業時数の確保 (日田市中学校 1)
- ・ JR 日田彦山線運休に伴い代替タクシーを手配(7 月 12 日~7 月 28 日まで)
- ・ 災害により家計が急変した場合の高等学校等奨学金(緊急採用)の貸付

2 社会教育施設・文化財の復旧

(1) 社会教育施設の復旧

- 社会教育施設 2 施設 (日田市)
- 体育施設 1 施設 (日田市)

< 復旧予定 >

- 日田市西有田公民館 → 平成 29 年 10 月復旧予定
- 日田市複合文化施設 A O S E → 平成 29 年 9 月復旧予定
- 日田市財津町スポーツ広場 → 平成 30 年 3 月復旧予定

(2)文化財の復旧

文化庁や市と連携し被災した国・県指定文化財の早期復旧

○国指定文化財 11件（中津市2、日田市9）復旧済（日田市4）

○国登録文化財 4件（日田市4） 復旧済（日田市3）

○県指定文化財 2件（中津市1、日田市1）復旧済（中津市1）

<主な復旧予定>

復旧見込について国、日田市、所有者と調整し早期復旧

- ・国重要無形文化財「小鹿田焼」の唐臼復旧について、国庫補助等を活用（再掲）
- ・国重要文化的景観の「小鹿田焼の里」で被災した窯などの文化財について国庫補助等を活用〔9月補正〕（再掲）

IV 社会資本等の復旧・復興

1 道路・河川等の復旧

(1) 応急復旧 [9月補正]

① 道路の応急復旧

全面通行止め 78箇所 → 残り 2箇所 (8月21日現在)
(76箇所通行可)

孤立集落 4地区 → 解消済み (7月15日まで)

< 主な応急復旧箇所 >

日田市 国道211号 (大肥本町) → 7月 8日通行可
日田市 宝珠山日田線 (小野) → 7月15日片側交互通行可
中津市 国道496号 (山国町草本) → 7月31日片側交互通行可
玖珠町 玖珠山国線 (太田) → 7月 8日片側交互通行可

② 河川の復旧

被災箇所 425箇所 → 8箇所応急復旧済 (8月21日現在)

< 主な応急復旧箇所 >

日田市 花月川 (花月) → 7月15日応急復旧完了
日田市 小野川 (小野) → 7月16日家屋浸水解消
日田市 有田川 (東有田) → 7月14日応急復旧完了
日田市 大肥川 (大肥) → 7月22日応急復旧完了
中津市 田野尾川 (耶馬溪町中摩) → 7月15日応急復旧完了

③ 砂防関係施設の復旧

被災箇所 123箇所 → 応急復旧箇所なし

(2) 本復旧 [9月補正]

◎ 激甚災害 (早期局激) の指定 (日田市)

(8月8日閣議決定、8月10日公布・施行)

〈国庫補助率の嵩上げ〉 全国の過去5年平均

公共土木施設等 (一般災害70%→激甚災害84%)

① 道路の本復旧

(復旧方針)

次の条件から優先的に着手

- 幹線道路
- 再度の被災で孤立する恐れがある生活道路
- 地域に密着した生活支援の道路

<主な復旧予定>

- ・日田市 宝珠山日田線（小野） 1箇所
→災害関連緊急地すべり対策事業と調整中
- ・日田市 宝珠山日田線（古田） 2箇所
→災害関連緊急治山事業と調整中
- ・中津市 国道212号（耶馬溪町柿坂等） 2箇所
→平成29年10月末復旧予定
- ・中津市 中津山国自転車道線（耶馬溪町柿坂等） 2箇所
→平成30年5月末復旧予定
※地形的に厳しい箇所であるが、観光面においても重要な路線であるため、来夏の観光シーズンまでに開通させることとし、さらに一日も早い復旧を目指す

<幹線道路ネットワークの構築による代替性・多重性の確保>

- ・平成24年九州北部豪雨に続き、今回の豪雨でも再び国道212号が被災し全面通行止めとなる中、中津日田道路（本耶馬溪耶馬溪道路）が代替道路として7月5日から7月24日までの20日間機能
- ・幹線道路ネットワークを強靱化するため、引き続き中津日田道路等の整備を促進

②河川の本復旧

（復旧方針）

次の条件から優先的に着手

- 人家に隣接するなど人命や財産を守る施設
- 農地や商業施設等に隣接するなど産業活動を守る施設

<主な復旧予定>

- ・日田市 小野川（小野）
- ・日田市 大肥川（大肥）
- ・日田市 鶴河内川（鶴河内）
- ・日田市 有田川（東有田・羽田）
- ・中津市 山国川（中摩）
- ・災害復旧事業は、10月までに災害査定を終了し、順次工事着手

<改良復旧事業の実施>

- ・災害復旧事業は「原形復旧」が基本となるが、再度災害を防止するため、河道拡幅等の改良を加えた「改良復旧事業」を行うなど、被災状況に応じた復旧事業を実施
- ・日田市 大肥川（大肥）、鶴河内川（鶴河内）等

<河川浸水対策の推進>

- ・平成24年九州北部豪雨浸水箇所において、河道拡幅等を進めたことにより、今回の豪雨では浸水被害を低減
山国川（県管理区間） 浸水戸数 245戸 → 57戸
有田川 浸水戸数 102戸 → 55戸

- ・河床掘削やパラペット設置など即効性のある治水対策の随時実施
- ・住民の安全避難のため、大肥川、鶴河内川に水位計を3基新たに設置
- ・水防訓練や減災対策協議会での適切な防災情報の提供等の実施

③砂防関係施設の復旧、土砂災害の防止

(復旧方針)

次の条件から優先的に着手

- 人家に隣接するなど人命や財産を守る施設
- 農地や商業施設等に隣接するなど産業活動を守る施設

<主な復旧予定>

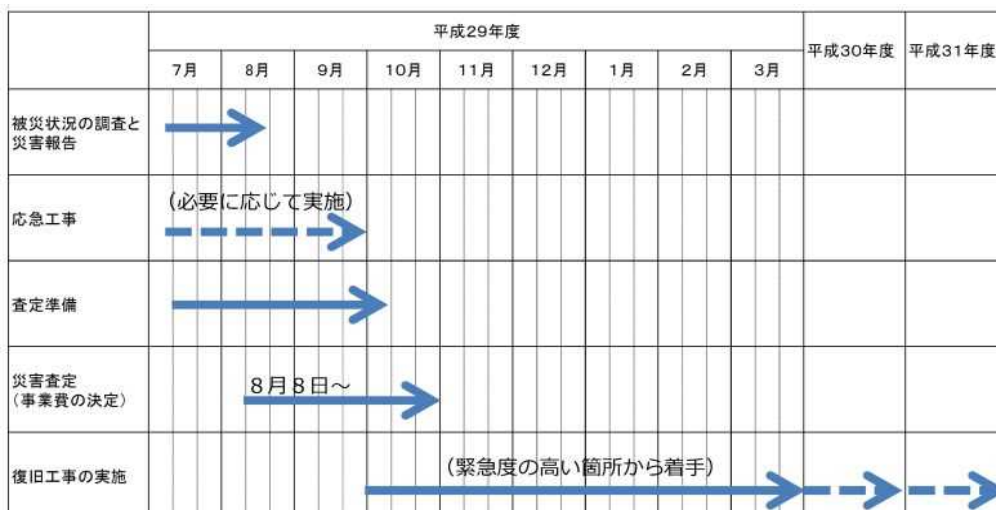
- ・日田市 真弓谷川 (大肥)
- ・日田市 牛王川 (小野)
- ・中津市 所小野川 (山国町小屋川)
- ・中津市 上志川 (山国町守実)

・災害復旧事業は、10月までに災害査定を終了し、順次工事着手

<災害関連緊急事業の実施>

- ・災害復旧事業は「原形復旧」が基本となるが、再度災害を防止するため、山の斜面の安定を図るアンカー工等を緊急に新設する「災害関連緊急事業」を行うなど、被災状況に応じた事業を実施
- ・特に、小野地区の土砂災害は、大規模な地すべりにより河川、道路、農地が埋塞した複合的な災害となっているため、河川、道路の付替などによる復旧事業に併せ、アンカー工等を新設するなど総合的な再度災害防止事業を行う

図1 道路・河川等の復旧までのスケジュール



(3)道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧工事に係る事前協議と調整

- ・被災施設の管理者協議 (二重採択防止など) を、査定までに市と早期かつ

綿密に行う

- ・復旧工事において、施工方法や施工範囲、発注時期や工程等について、市と迅速に検討・調整することで、早期に工事着手

<事前協議と調整が必要な主な箇所>

- ・日田市…花月川、有田川、君迫川、二串川、小野川、大肥川、鶴河内川、田代川
- ・中津市…山国川、上志川、並石川

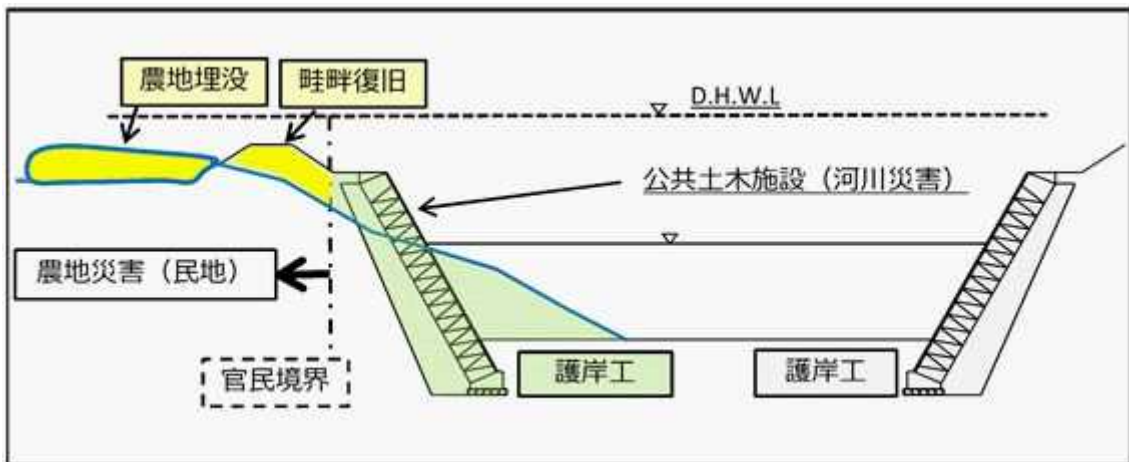
例①中津市山国川



例②日田市大肥川



図2 河川災害と農地災害の連携 (イメージ)



(4) 砂防関係施設と治山施設の復旧工事に係る事前協議と調整

- ・被災施設の管理者協議 (二重採択防止など) を、査定までに市と早期かつ綿密に行う
- ・復旧工事において、施工方法や施工範囲、発注時期や工程等について、市と迅速に検討・調整することで、早期に工事着手

<事前協議と調整が必要な主な箇所>

- ・日田市…小野地区

(5) 県による市復旧事業の受託 [9月補正]

市災害復旧事業のうち、①県と一体施工することが効果的な被災箇所、
②橋梁など技術的難度が高い公共土木施設災害を対象として、市の要望
があれば災害復旧事業を県が受託

市町名	受託予定箇所	関連する 県の施設	備考
日田市	市道 ^{にしたけ} 西獄線(小園橋)	鶴河内川	
	市道 ^{おづる} 小鶴線(夜明橋)	大肥川	
	準用河川 ^{わに} 鱈川	鶴河内川	
中津市	市道 ^{ようかいち} 八日市線(八日市橋)	山国川	
	市道 ^{くりやまおおつぼ} 栗山大坪線(栗山橋)	かみし 上志川	

(8月21日現在)

→ 査定終了後速やかに協定が締結できるよう、市と事前に調整を進め、
協定締結後早期に工事着手

(6) 入札制度の弾力的な運用

迅速な工事着手のため、閲覧期間の短縮など弾力的な運用を図る

2 農地・農業用施設等の復旧

(1) 応急復旧

① 農業用施設の応急復旧

- ・用水路の損壊、土砂や瓦礫の流入堆積等に対し、緊急に用水の確保等の
応急復旧工事の実施や、河川からの直接取水を行うため貸出しポンプの
活用などを指導(23箇所で実施)
- ・水稻の生産維持に向けた仮畦畔や波板の設置等に関する技術指導

(2) 本復旧

◎ 激甚災害(本激)の指定

(8月8日閣議決定、8月10日公布・施行)

〈国庫補助率の嵩上げ〉全国の過去5年平均

農地(一般災害82%→激甚災害95%)

農業用施設(一般災害92%→激甚災害98%)

① 市町による復旧事業

- ・市町別被害箇所数(8月21日現在)

市町名	日田市	中津市	竹田市	その他	計
箇所数	2,298	273	233	429	3,233

- ・査定に向けた資料の速やかな整備を県が支援
- ・9月上旬から随時査定を受け、事業決定後、早期に市町が工事着手

②小災害の復旧

- ・ 13万円以上40万円未満の小災害は、農家等の負担軽減を図るため、市町村が実施する農地等小災害復旧事業（有利な起債が可能）を推進
※農家個人が行う復旧工事に対する市町村補助金についても、特例として当該事業が適用されるよう、国（大分財務事務所）と協議・了解済

【参考】

被災市の災害復旧に関する独自支援制度

○日田市

農地、農業用施設の災害復旧経費のうち、緊急に対応が必要なものや国の災害復旧事業の対象とならないものについて、農地70%、農業用施設85%の補助（対象事業費10万円以上200万円未満）

○中津市

農地、農業用施設の災害復旧経費に対して90%補助（上限360千円）
（実質的に災害復旧事業の採択基準（40万円以上）に満たないものが対象）

(3) 復旧にあわせた産地強化に向けた取組（再掲）

被災農地の復旧とあわせ、農地の集積や畑地化、なし園の移転、大区画化等経営効率化や産地の拡大に取り組めるよう、生産者や関係団体と協議

(4) 道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧工事に係る事前協議と調整（再掲）

- ・ 被災施設の管理者協議（二重採択防止など）を、査定までに市と早期かつ綿密に行う。
- ・ 復旧工事において、施工方法や施工範囲、発注時期や工程等について、市と迅速に検討・調整することで、早期に工事着手
- ・ 市が行う農地の復旧工事にあたり、随意契約などを活用した迅速かつ効率的な事業実施が可能となるよう、道路・河川等の受注者情報等を市に提供

図3 農地・農業用施設等の復旧までのスケジュール

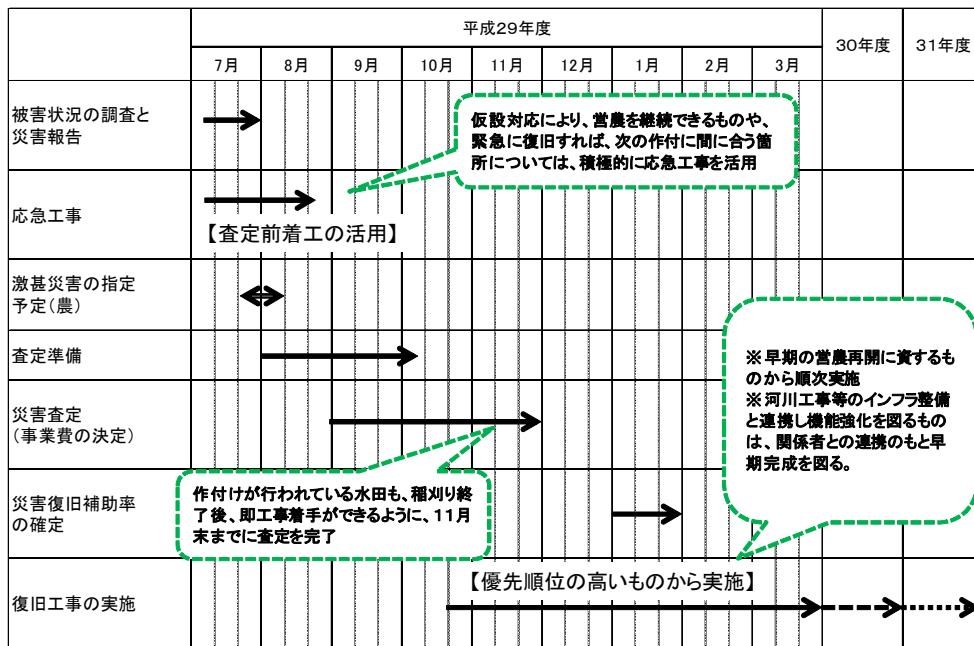
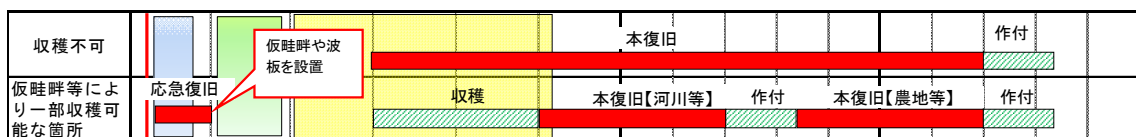


図4 作付け再開に向けた復旧の流れ

○単独復旧の場合(来春の作付けに向けて復旧する箇所)



○河川の復旧工事等との調整が必要な場合(平成31年の作付けに向けて復旧する箇所)



3 治山施設・林道等の復旧

(1) 治山施設等の復旧 [7月補正(専決)、9月補正]

(災害復旧調査等) [7月補正(専決)]

災害査定に必要な調査・測量・設計 → 7月14日から順次開始

(応急復旧)

被害拡大の未然防止のため、治山ダム等に堆積した土砂を撤去 2箇所

<主な応急復旧箇所>

中津市 山国町草本林ノ上 → 8月10日応急復旧完了

中津市 山国町草本昔苅 → 8月1日応急復旧着手

(本復旧) [9月補正]

・市町別被害箇所数 (8月21日現在)

市町名	日田市	中津市	玖珠町	計
箇所数	49	14	1	64

*箇所数は、林地崩壊(作業道等)、治山施設の合計
(主な被害箇所)

中津市山国、日田市鶴河内 等

- ・治山施設 (6箇所) : 治山ダムの設置、土留工等による森林の復元
査定及び国との事業協議を行い、早期に工事着手
- ・林地崩壊 (58箇所) : 土留工、緑化工等による森林の復元
国との事業協議を行い、早期に工事着手
- ・治山施設の復旧については、原形復旧に加え、山地災害防止機能の向上
のため、土石流の発生を考慮し堤体の強化を図る

(2) 砂防関係施設と治山施設の復旧工事に係る事前協議と調整 (再掲)

- ・被災施設の管理者協議 (二重採択防止など) を、査定までに市と早期かつ
綿密に行う。
- ・復旧工事において、施工方法や施工範囲、発注時期や工程等について、市
と迅速に検討・調整することで、早期に工事着手
<事前協議と調整が必要な主な箇所>
 - ・日田市…小野地区

(3) 林道等の復旧 [9月補正]

①林道

(応急復旧)

日田市 岳滅鬼線 → 8月 2日通行可
花月線 → 7月31日一部通行可
中山線 → 7月31日通行可

(本復旧)

◎激甚災害(本激)の指定

(8月8日閣議決定、8月10日公布・施行)

〈国庫補助率の嵩上げ〉全国の過去5年平均

林道 (一般災害80%→激甚災害91%)

・市町別被害箇所数 (8月21日現在)

市町名	日田市	中津市	豊後大野市	その他	計
箇所数	324	168	6	6	504

(主な被害箇所) 日田市 花月線、山際線、中村支線
中津市 岳滅鬼線 等

- ・査定に向けた資料の速やかな整備を支援

- ・災害復旧事業は10月までに災害査定を完了し順次工事着手
- ・国庫補助事業の対象とならない林道の復旧工事について、県単独の復旧事業（補助率5.5/10）を創設

②専用道、作業道

- ・既存公共事業や県単事業（専用道災害復旧、作業道災害復旧）の補助率を上乘せし、排水機能の強化を含め復旧を支援
（補助率 専用道：5.5/10、作業道：9/10）

(4)災害に強い森林づくり

- ・平成24年災害を受け、河川や溪流沿いの人工林については、森林環境税を活用し林地崩壊や流木の発生を防ぐため、伐採により広葉樹の自然植生を回復する事業を推進中
- ・被害状況調査の結果、山国川の一部など対策実施箇所では、伐採による直接的な流木抑制効果に加え、根株による土壌保持効果が確認されたことから、林内路網の整備による間伐の促進等と併せて河川沿いの樹木の伐採など災害に強い森林づくりを全県で展開

(5)流木対策の推進

- ・流木等対策協議会を設置して河川、砂防、治山等流域一体となった流木対策計画を策定
- ・流木捕捉効果の高いスリットダムの新設や既設ダム改良等を実施
- ・流木による橋梁閉塞を防ぐため、橋梁改築により橋脚を除去

4 その他施設の復旧

(1) 堆積物・漂流物の撤去

①漁港施設内堆積物

- ・小祝漁港（中津市：県管理 2種） 航路内の土砂埋塞
L=620m、W=50m、V=44,391m³
- ・応急浚渫工事実施済み（7/16～7/22）
- ・本復旧工事にむけて準備中（10月末終了予定）[9月補正]

②漁場に堆積した流木等の処理

- ・小型機船底びき網漁船による堆積物の除去調査を実施
→一定の堆積が認められたが緊急対応の必要なし

③洋上漂流物（海域で回収）

- ・国東市～津久見市の沿岸海域
→清掃船「清海（県）」により船舶航行の支障となる漂流物を回収済

- ・周防灘
→山国川河口付近海域から姫島にかけて清掃船「がんりゅう（国交省）」ほか2隻により、船舶航行の支障となる漂流物（流木515m³等）は回収済

(2) 災害廃棄物対策

① 日田市

- ・市内4箇所仮置場を設置（市清掃センター、市夜明振興センター、市浄化センター、三河町仮置場）
- ・浸水被害等で発生した「片付けごみ」は、8月7日で業者委託による収集運搬を終了。なお、早期処理のため昼は太平洋セメント大分工場に処理委託（8月3日～）
- ・損壊家屋（半壊以上）から、今後発生する廃棄物の処理（運搬、処分）については、民間業者に処理委託
- ・流木等については、国、県、市及び事業者で構成する「流木処理連絡会議」で協議し、円滑に処理
- ・市が行う災害廃棄物の処理については、国庫補助制度を活用
- ・災害廃棄物の発生量（推計）
流木…約16,000トン
その他…約10,400トン

② 中津市

- ・市内1箇所仮置場を設置（山国町コロナ運動公園）
- ・7月17日で仮置き場を一旦閉鎖（土砂崩れによる家屋処理の見通しが立った後、再度設置を検討）
- ・災害廃棄物の発生量（実績）
家具等…約20トン（8月21日現在）

5 JRの復旧

(1) 被災と復旧状況

① 久大本線

- ・日田～光岡間不通
※日田～光岡間の花月川橋梁（約80m）が流失
- ・観光列車「ゆふいの森（博多～由布院）」について、代替ルート（小倉、大分経由）での運行開始（7月15日～）
- ・特急「ゆふ」について、別府・大分～日田間で運行再開（7月24日～）

② 日田彦山線

- ・夜明～添田間不通
※橋りょうの橋脚傾斜、流木による橋桁の損傷、トンネルや線路への土砂流入等

(2) 全線復旧に向けて

- ① 不通区間の早期運行再開を J R 九州に要望

- ② 久大本線については、特に J R 九州による花月川橋梁復旧工事の迅速化に対する特段の配慮を国に要望
→平成30年夏までに復旧(J R 九州発表)

- ③ 全線復旧するまでの間の代行輸送の確保を J R 九州に要望
→久大本線 日田～光岡間でバス代行輸送 (7月18日～)
→日田彦山線
 大行司～日田間でバス代行輸送 (7月31日～)
 添田～日田間でバス代行輸送 (8月16日～)

- ④ 鉄道災害復旧事業費補助制度の適用対象となるよう要件緩和を国に要望

V 復旧・復興に係る人的・財政支援

1 人的支援

(1) 人的支援

①初期災害復旧対応に係る県職員等の派遣（7月6日～8月7日）

- ・派遣形態：公務出張扱い（派遣元負担）
- ・市町村職員が対応する方が効果的な業務は、市長会・町村会と調整

〈県職員〉

業務内容	支援場所	職種	延応援人数(人日)			
			中津市	日田市	竹田市	計
避難者の健康支援、一斉戸別訪問	避難所等	保健師	23	49	-	72
避難所の運営支援、ペット状況調査等	避難所	事務等	-	97	-	97
ボランティアセンター運営支援	ボランティアセンター	事務	-	36	-	36
災害時公衆衛生対策業務(DHEAT)	避難所、被災者の住宅等	医師・保健師・獣医師	-	15	-	15
医療ニーズ・保健衛生状況把握のためのリエゾン	自衛隊本部・日田玖珠広域消防本部	事務	-	6	-	6
家屋に係る被害調査	被災箇所	建築・事務	-	16	-	16
農地・農業用施設に係る被害調査		農業土木	6	36	8	50
治山・林道に係る被害調査		林業	6	15	-	21
援農隊		農業等	-	82	-	82
計			35	352	8	395

〈県内市町村職員〉

業務内容	派遣市町村	職種	延応援人数(人日)			
			中津市	日田市	竹田市	計
避難者の健康支援	大分市、別府市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	保健師	-	33	-	33
家屋に係る被害調査	大分市、別府市、由布市、姫島村、九重町、玖珠町	事務等	-	24	-	24
計			0	57	0	57

②復旧工事に係る県職員等の派遣（8月7日～）

〈県職員の派遣〉

職種	業務内容	日田市		中津市	
		応援予定期間	応援予定人数(人/日)	応援予定期間	応援予定人数(人/日)
農業土木	工法決定等の技術支援、査定設計書の作成支援・積算支援・チェック、査定現地支援、朱入れ設計書の作成支援、発注設計書作成支援	H29.8.28～ H29.11.30	4	H29.9.11～ H29.12.31	1
林業	工法決定等の技術支援、査定設計書の作成支援・積算支援・チェック、計画概要書の作成支援、査定現地支援、朱入れ設計書の作成支援、発注設計書作成支援	H29.8.16～ H30.3.31	4	H29.8.7～ H29.9.30	2
土木	工法決定等の技術支援、査定設計書の作成支援・積算支援・チェック、査定現地支援、朱入れ設計書の作成支援、発注設計書作成支援	H29.8.21～ H30.3.31	3	-	-
計			11		3

※農業土木、林業の応援人数については、業務量や時期によって増減がある。

(県内市町村職員)

職 種	業 務 内 容	派遣予定市町村	日 田 市	
			応援予定期間	応援予定人数(人/日)
農業土木	工法決定等の技術支援、査定設計書の作成支援・積算支援・チェック、査定現地支援、朱入れ設計書の作成支援、発注設計書作成支援	大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市	H29.9.1～ H29.12.31	4
土 木	工法決定等の技術支援、査定設計書の作成支援・積算支援・チェック、査定現地支援、朱入れ設計書の作成支援、発注設計書作成支援	大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、宇佐市、日出町、九重町	H29.8.21～ H29.10.20	5
計				9

③九州・山口 9 県災害時応援協定に基づく他県職員の受入れ

- ・九州・山口 9 県災害時応援協定に基づく被災地支援対策本部への要請により、県において受入れ

〈業務内容〉

災害査定事務、復旧工事の設計、施工業務など

職 種	受入予定期間	受 入 予 定 所 属 及 び 人 数		
		西部振興局	日田土木事務所	計
農業土木	H29.9.1～H29.11.30	2	—	2
林 業	H29.9.1～H30.3.31	2	—	2
土 木	H29.9.1～H30.3.31	—	3	3
計		4	3	7

2 財政支援

(1) 財政支援

①災害救助法の適用による財政支援

- ・救助対策に係る費用負担（全額市町村→市町村負担ゼロ）

国 1 / 2、県 1 / 2（8割特交措置）

※救助内容：避難所の設置、食料品・飲用水、被服、寝具、医療、住宅応急修理、障害物の除去等

②普通交付税の繰上げ交付

中津市 778百万円（7 / 14 交付）

日田市 851百万円（7 / 14 交付）

③激甚災害の指定（再掲）

（8月8日閣議決定、8月10日公布・施行）

④国庫補助負担金・特別交付税等の要望

- ・被災地域の財政負担軽減のため、国庫補助負担金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を国に要望

⑤農地等小災害復旧事業債の弾力的適用

- ・農家個人が行う小規模な農地の復旧事業への市町村補助金に対し、特例として農地等小災害復旧事業債が適用されることについて、国（大分財務事務所）と協議・了解済（再掲）

VI 推進計画の進捗管理と見直し

この推進計画は、今後の復旧状況に応じて、随時に見直しを行うとともに中長期的な復旧・復興対策も含めて検討を進め、計画に反映する。

大分県水害対策会議が本計画の進捗管理を行い、着実に推進する。

これまでの経過

○豪雨災害（※6月6日頃梅雨入り、7月20日頃梅雨明け）

- 7月5日 九州北部豪雨
- 7月5日 災害対策本部の設置

○災害派遣要請

- ・自衛隊 7月5日 日田市、7月6日～13日 大分県全域
- ・緊急消防援助隊 7月5日～10日 日田市、7月5日～7日 中津市
- ・広域緊急援助隊 7月5日～10日 日田市

○災害救助法の適用

- 7月5日 中津市、日田市

○普通交付税（9月分）の繰上交付

- 7月14日 中津市（778百万円）、日田市（851百万円）

1 7月9日（日） 松本防災担当大臣へ緊急要望書を知事から手交し説明

<要望項目>

- ・激甚災害の早期指定
- ・被災者の生活再建への支援
- ・災害査定の早期実施と災害復旧事業の推進
- ・農林業や商工業、観光産業への支援
- ・JR久大本線・JR日田彦山線の早期復旧に向けた支援
- ・教育・文化財の復旧支援
- ・復旧・復興に向けての財政支援

2 7月12日（水） 安倍内閣総理大臣・高市総務大臣へ緊急要望書を知事から手交し説明

<要望項目>

- ・激甚災害の早期指定
- ・被災者の生活再建への支援
- ・災害査定の早期実施と災害復旧事業の推進
- ・農林水産業や商工業、観光産業への支援
- ・JR久大本線・JR日田彦山線の早期復旧に向けた支援
- ・復旧・復興に向けての財政支援

3 7月14日（金） 第1回水害対策会議

- ・被災状況について
- ・今後の復旧・復興に向けた取組について

4 7月15日（土） 第2回水害対策会議（現地水害対策会議：中津市、日田市）

- ・被災状況について
- ・今後の復旧・復興に向けた取組について

5 7月18日（火） 補正予算の専決処分＜10億7,454万9千円＞

- ・被災者・生活支援
- ・農林水産業、商工業、観光への支援
- ・社会インフラ等の復旧

6 7月20日（木） 全国知事会から松本防災担当大臣へ緊急要望

- ・福岡県とともに、被災者の生活再建への支援や災害査定の早期実施と災害復旧事業の推進、豪雨災害に関する緊急要望を国へ提出

7 7月21日（金） 九州北部豪雨などの被害について、国が激甚災害指定の方針決定

＜本激＞

- ・農地・農業用施設・林道の災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

＜局激＞

- ・公共土木施設等の災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ

8 8月8日（火） 激甚災害指定の閣議決定

- ・対象は、農地等・農林水産業共同利用施設の復旧事業（本激）、公共土木施設等の復旧事業（局激）
- ・8月10日（木）公布・施行

9 8月17日（木） 第3回水害対策会議

- ・「復旧・復興推進計画（案）」について

10 8月23日（水） 第4回水害対策会議

- ・「復旧・復興推進計画」の策定

＜避難者数の最大値及びその際の避難所数＞

市町村名	避難箇所	世帯数	人数
大分市	13	78	131
別府市	10	3	5
中津市	52	444	787
日田市	65	372	1,002
佐伯市	36	35	52
臼杵市	9	11	13
竹田市	17	51	84
豊後高田市	9	19	23
杵築市	5	8	14
宇佐市	7	37	49
豊後大野市	7	42	68
由布市	9	18	23
九重町	3	14	18
玖珠町	2	5	8
合計	244	1,137	2,277

「平成29年7月九州北部豪雨」による災害に係る被害状況(1/2頁)

平成29年8月22日 9時00分現在

被害種別	単位	県計	中津市	日田市	竹田市	豊後大野市	玖珠町	その他	
人的被害	死者	3		3					
	行方不明者								
	重傷者	1		1					
	軽傷者	3		3					
住家被害	全壊	48	2	45		1			
	半壊	266	3	263					
	一部破損	5	2		2			1	
	床上浸水	148	7	141					
	床下浸水	843	57	781	3			2	
	合計	1,310	71	1,230	5	1		2	
	非住家被害	棟	592	40	546	1	3		2
住民の孤立 (最大)	地区数	2		2					
	世帯数								
	人数	約 545		約 545					
避難者等の状況 (現時点)	避難所数	1		1					
	対象世帯数	1		1					
	対象人数	2		2					
住民(最大)避難等	避難準備・高齢者等避難開始	対象世帯数		19,103	10,423	16,400	166	69,739	
	避難勧告	対象人数	262,547	45,837	22,657	38,400	440	155,213	
		対象世帯数	9,568	4,177	4,093			307	
		対象人数	22,302	9,187	10,229			587	
	避難指示	対象世帯数	17,145	4,177	12,968				
		対象人数	50,090	9,187	40,903				

※1 被害状況集計の期間は、7月5日から8月22日まで。

※2 その他市町村は、大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、宇佐市、由布市、九重町

「平成29年7月九州北部豪雨」による災害に係る被害状況(2/2頁)

平成29年8月22日 9時00分現在 (単位:箇所、百万円)

被害種別	箇所数	金額	県計	中津市	日田市	その他
福祉関係	16	14	2	1	10	4
商工労働関係	390	709	26	32	191	173
	210	207	20	24	120	70
農産物等	315	395	30	30	269	16
栽培施設	3,233	5,434	273	490	2,298	662
農地・農業用施設	2	8	2	2	3,751	1,193
その他農業施設	3,760	6,044	323	534	2,689	748
計	58	1,674	8	281	1,343	50
林地崩壊	6	281	6	6	187	12
治山施設	504	960	168	258	324	74
林道	258	152	71	32	120	
その他林業施設	826	3,057	253	852	560	13
計	1	3	1	3	2,081	124
水産関係	1	3	1	1		
漁業関係	200	203	200	200		
計	4,588	9,304	578	1,589	3,249	761
小計	9,304	1,589	6,380	1,335		
国道(国管理)	64	1,804	10	44		10
国道(県管理)	270	2,229	15	176	1,415	68
市町村道	334	4,033	25	497	2,588	51
計	4,033	497	3,082	454		

被害種別	箇所数	金額	県計	中津市	日田市	その他
河川	20	16	4			
国管理	425	37	37	322	66	621
県管理	834	714	714	770	20	79
市町村管理	5,758	85	85	1,108	86	700
計	14,399	903				
海岸						
港湾						
砂防設備	123	16	16	88	19	156
都市・公園	1,355	204				
上・下水道	16	3	3	11	2	
公営住宅	97	4	4	1	3	
小計	1,756	130	130	1,468	158	1,310
公立学校	6	3				
市町村立学校	5	5				
計	17	1	1	8	8	2
私立学校	15	23				
計	20	2				
社会教育施設	6	20	6	1	4	1
文化財	17	33	17	3	14	
小計	48	73	48	5	31	12
合計	6,798	741	6,798	3,231	4,949	1,108
金額	29,984	3,231	29,984	23,840	2,913	

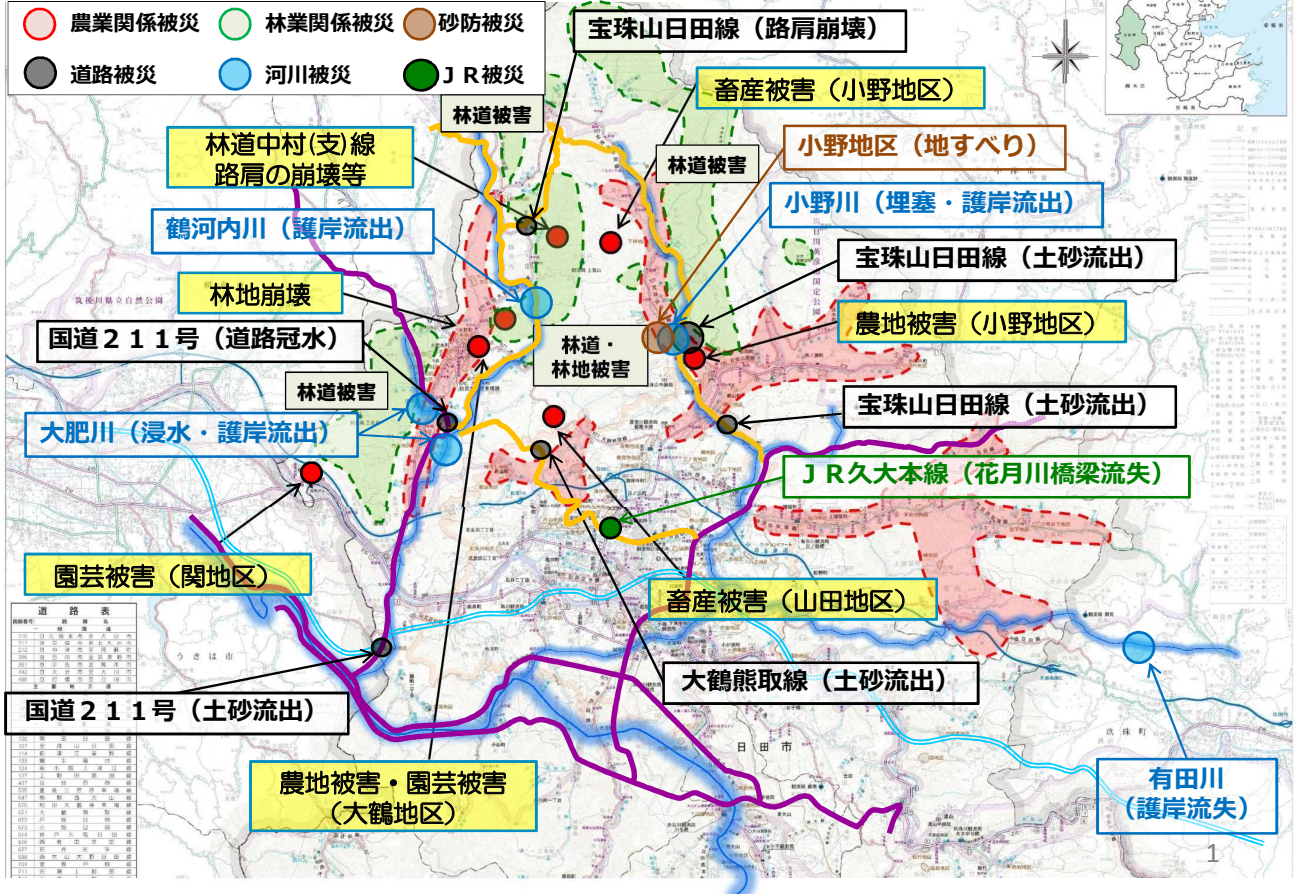
※今後の調査により、件数、金額は変動する

【参考2】

市別の被災図

＜日田市の被災状況＞

平成29年7月九州北部豪雨災害



＜中津市の被災状況＞

平成29年7月九州北部豪雨災害

